



## 一、最新中国法令

### ● 关于修改部分行政法规的决定

- 【发布单位】国务院  
【发布文号】国务院令 第 666 号  
【发布日期】2016-03-01  
【内容提要】该决定对 66 部行政法规的部分条款予以修改。其中，涉及外商投资的修改内容主要包括：

<b>外商投资电信企业管理规定</b>
外商投资电信企业申请电信业务经营许可，改为后置审批。
<b>外资保险公司管理条例</b>
允许外资保险公司与其关联企业从事再保险的分出或者分入业务。
<b>认证认可条例</b>
认证机构资质许可（外商投资认证机构涉及），改为后置审批。 取消：境外认证机构在中国境内设立代表机构的核准。
<b>道路运输条例</b>
取消：外国国际道路运输经营者在中国境内设立常驻代表机构的核准。
<b>营业性演出管理条例</b>
营业性演出许可（中外合资经营、中外合作经营的演出经纪机构、演出场所经营单位涉及），改为后置审批。
<b>娱乐场所管理条例</b>
娱乐经营许可（中外合资经营、中外合作经营的娱乐场所涉及），改为后置审批。
<b>旅行社条例</b>
旅行社业务经营许可（外商投资旅行社涉及），改为后置审批。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-03/01/content\\_5047740.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-03/01/content_5047740.htm)

### ● 关于第二批清理规范 192 项国务院部门行政审批中介服务事项的决定

- 【发布单位】国务院  
【发布文号】国发〔2016〕11 号  
【发布日期】2016-02-28  
【内容提要】本次清理规范的事项主要分三类：

<b>全部取消事项：清理规范后不再要求申请人提供相关评估、论证、鉴定、证明等材料（共 94 项）</b>
如：境内直接投资项下外汇登记核准、资本项目外汇资金汇出境外的购付汇核准、资本项目外汇资金结汇核准等手续涉及的部分材料。

## 一、最新中国法令

### ● 一部行政法规改正に関する決定

- 【発布機関】国務院  
【発布番号】国務院令 第 666 号  
【発布日】2016-03-01  
【概要】本決定では、66 部の行政法規の一部条項を改正するとしている。このうち、外商投資に關係する主な改正内容には以下が含まれる。

<b>外商投資電信企業管理規定</b>
外商投資電信企業による電信業務經營許可申請は、事後審査許可に変更する。
<b>外資保險会社管理條例</b>
外資系保險会社と同会社の關連企業による再保險の出再保險又は受再保險業務を認める。
<b>認證認可條例</b>
認證機關の資格許可（外商投資認證機關に關係する）は、事後審査許可に変更する。 国外認證機關の中国国内における代表機構設立の認可を廃止する。
<b>道路運輸條例</b>
外国の國際道路運輸事業者による中国国内における常駐代表機構設立の認可を廃止する。
<b>營利性公演管理條例</b>
營利性公演許可（中外合併經營、中外合作經營の公演仲介機関、公演場所經營組織に關係する）は、事後審査許可に変更する。
<b>エンターテインメント場所管理條例</b>
エンターテインメント經營許可（中外合併經營、中外合作經營のエンターテインメント場所に關係する）は、事後審査許可に変更する。
<b>旅行社條例</b>
旅行社業務の經營許可（外商投資旅行社に關係する）は、事後審査許可に変更する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-03/01/content\\_5047740.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-03/01/content_5047740.htm)

### ● 192 項目の國務院部門の行政審査許可仲介サービス事項の見直し・規範化に関する決定(第二回目)

- 【発布機関】国務院  
【発布番号】国発〔2016〕11 号  
【発布日】2016-02-28  
【概要】今回、見直しと規範化をする事項は主に以下の 3 つに分類される。

<b>全面廃止事項：見直し・規範化実施後、評価、裏付け、鑑定、証明などの資料提出を申請者に以後、求めない(合計 94 項目)</b>
例えば、国内直接投資項目における外貨登記認可、資本項目における外貨資金国外送金の外貨購入・支払いの認可、資本項目下における外貨資金の人民元転認可などの手続きに關係する一部資料。

由原来的申请人委托中介机构提供相关材料, 改为审批部门根据审批工作需要委托开展技术服务 (共 53 项)
如: 货物自动进口许可涉及的办理进出口许可证电子认证机构 (CA) 证书和电子钥匙; 等。
部分事项, 既可由申请人自行编制相关材料, 也可由申请人继续委托中介机构编制 (共 45 项)
如: 建设工程对水文监测影响程度分析评价、外航在华设立机构的批准和延长手续代办; 等。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/28/content\\_5045427.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/28/content_5045427.htm)

● 关于促进绿色消费的指导意见

【发布单位】国家发展和改革委员会等 10 部门  
 【发布文号】发改环资〔2016〕353 号  
 【发布日期】2016-02-17  
 【内容提要】该意见提出：

<b>鼓励绿色产品消费</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>继续推广高效节能电机、节能环保汽车、高效照明产品等节能产品。</li> </ul>
<b>健全生产者责任延伸制</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>推动生产企业减少有毒、有害、难降解、难处理、挥发性强物质的使用。</li> </ul>
<b>健全法律法规</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究制定节约用水条例、限制商品过度包装条例、报废机动车回收管理办法、强制回收产品和包装物管理办法等专项法规。</li> </ul>
<b>健全标识认证体系</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>修订能效标识管理办法，扩大能效标识范围。</li> <li>逐步将目前分头设立的环保、节能、节水、循环、低碳、再生、有机等产品统一整合为绿色产品，建立统一的绿色产品认证、标识等体系。</li> </ul>
<b>完善经济政策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>对符合条件的节能、节水、环保、资源综合利用项目或产品，可以按规定享受相关税收优惠。</li> <li>将高耗能、高污染产品及部分高档消费品纳入消费税征收范围。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201603/t20160302\\_1828395.htm](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201603/t20160302_1828395.htm)

従来、申請者が仲介機関に委託して関係資料を提出していたが、これを審査許可部門が審査許可作業上の必要に応じて、技術サービスを委託する方式に変更する(合計 53 項目)
例えば、貨物の自動輸入許可に関係し行う輸出入許可証電子認証機関 (CA) 証書及びエレクトロニックキーの手続きなど。
一部事項については、申請者自身で関係資料を作成でき、又は申請者がこれまで通り、仲介機関に作成を委託することも可能である(合計 45 項目)
例えば、建設工事の水文モニタリングに対する影響程度分析評価、国外の航空会社による中国での機構設立の許可及び延長手続きの代行など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/28/content\\_5045427.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/28/content_5045427.htm)

● エコ消費促進に関する指導意見

【発布機関】国家発展改革委員会等 10 部門  
 【発布番号】发改環資〔2016〕353 号  
 【発布日】2016-02-17  
 【概要】本意見では以下の通り、提起している。

<b>エコ製品消費の奨励</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率省エネの電機、省エネ・環境保全型の自動車、高効率照明製品などの省エネ製品を引き続き普及させる。</li> </ul>
<b>生産者責任拡大制度を整備する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産企業による有毒性・有害性を伴い、分解・処理されにくい、揮発性が高い物質の使用を削減するよう促す。</li> </ul>
<b>法律法规を整備する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>用水節約条例、商品の過度な包装制限条例、廃棄原動機付き車輛回収管理弁法、製品・包装物強制回収管理弁法などの個別法規を研究のうえ、制定する。</li> </ul>
<b>認証ラベル体系を整備する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率ラベル管理弁法を改正し、エネルギー効率ラベルの範囲を拡大する。</li> <li>現在、別々に設立されている環境保全、省エネ、節水、循環、低炭素、リサイクル、有機などの製品をエコ製品として徐々に統合し、統一したエコ製品認証、ラベルなどの体系を構築する。</li> </ul>
<b>経済政策を整備する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>条件に適合する省エネ、節水、環境保全、資源综合利用項目又は製品については、規定に従い、係る税收優遇を受けられる。</li> <li>エネルギー多消費、高度汚染製品及び一部の高級消費財を消費税課税範囲に組み入れる。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201603/t20160302\\_1828395.htm](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201603/t20160302_1828395.htm)

● **代理记帳管理办法**

【发布单位】财政部  
 【发布文号】财政部令第 80 号  
 【发布日期】2016-02-16  
 【实施日期】2016-05-01  
 【内容提要】此次修订的主要内容包括：

<b>放宽市场准入门槛，简化资格申请要求</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>执行国务院要求，将“中介机构从事会计代理记账业务审批”由工商登记前置审批事项调整为后置审批事项。</li> <li>删除“有固定的办公场所”和“有健全的财务会计管理制度”两项准入条件。</li> <li>代理记账机构新设分支机构开展代理记账业务，向其审批机关办理备案即可，其新设分支机构无需申请代理记账许可证书。</li> </ul>
<b>建立信用约束机制，主动接受社会监督</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>申请人取得代理记账许可证书、代理记账机构完成变更登记后，在 20 日内通过企业信用信息公示系统向社会公示。</li> </ul>
<b>加强事中事后监管，加大违规处罚力度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>强化对代理记账机构的后续监管，加大对无证经营、违规经营的处罚力度。</li> </ul>

根据该办法：

<b>哪些机构可以从事代理记账业务？</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>会计师事务所及其分所可以依法从事代理记账业务。</li> <li>除会计师事务所以外的机构从事代理记账业务应当经县级以上地方政府财政部门批准，领取由财政部统一规定样式的代理记账许可证书。</li> </ul>
<b>申请代理记账资格，需同时具备以下条件：</b>
(一) 为依法设立的企业； (二) 持有会计从业资格证的专职从业人员不少于 3 名； (三) 主管代理记账业务的负责人具有会计师以上专业技术职务资格且为专职从业人员； (四) 有健全的代理记账业务内部规范。
<b>外资能否从事代理记账业务？</b>
可以。外商投资企业申请代理记账资格，从事代理记账业务按照本办法和其他有关规定办理。
<b>其他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>委托人委托代理记账机构代理记账，应当在相互协商的基础上，订立书面委托合同。</li> <li>未设置会计机构或配备会计人员的单位，应当委托代理记账机构办理会计业务。</li> </ul>

● **代理記帳管理弁法**

【発布機関】財政部  
 【発布番号】財政部令第 80 号  
 【発布日】2016-02-16  
 【実施日】2016-05-01  
 【概要】今回の主な改正内容には以下が含まれる。

<b>市場参入のハードルを緩和し、資格申請要求を簡素化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国务院の要求を実行し、「仲介機関による会計代理記帳業務審査許可」を従来の工商登記事前審査許可事項から、事後審査許可事項に調整する。</li> <li>「固定の執務場所を有する」及び「健全な財務会計管理制度を有する」の 2 つの参入条件を削除する。</li> <li>代理記帳機関が分支機構を新たに設立し、代理記帳業務を行うにあたっては、審査許可機関に届出手続きを行うだけでよく、その新設分支機構による代理記帳許可証書申請手続きは不要である。</li> </ul>
<b>信用制約体制を構築し、社会監督を自発的に受ける</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は代理記帳許可証書を取得し、代理記帳機関が登記内容の変更を完成した後、20 日以内に企業信用情報公示システムを通じて、社会に向けて公示する。</li> </ul>
<b>事中・事後の監督管理を強化し、規則違反に対する処罰を重くする</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>代理記帳機関に対する後続の監督管理を強化し、無許可経営、規則違反の経営に対する処罰を重くする。</li> </ul>

本弁法によると、以下の通りである。

<b>どのような機関が代理記帳業務を行うことができるか。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>会計士事務所及び同事務所の支所は法に依拠し代理記帳業務を行うことができる。</li> <li>会計士事務所を除く機関が代理記帳業務を行う場合、県級以上の地方政府財政部門による許可を得て、財政部所定の統一書式の代理記帳許可証書を取得する。</li> </ul>
<b>代理記帳資格を申請し、同時に以下条件も備える必要がある。</b>
(一) 法に依拠し設立した企業である。 (二) 会計従業資格証書を有する専任人員の人数が 3 人を下回らない。 (三) 代理記帳業務を主管する責任者が会計士以上の専門技術職務資格を有し、且つ専任人員である。 (四) 健全な代理記帳業務の内部規範を有する。
<b>外国資本は代理記帳業務を行えるか。</b>
可能である。外商投資企業が代理記帳資格を申請し、代理記帳業務を行う場合、本弁法及びその他関係規定に従い、手続きを行う。
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者が代理記帳機関に代理記帳を委託する場合、相互に協議した上で、書面の委託契約を締結しなければならない。</li> <li>会計機構を設置していない又は会計人員を備えていない組織は、代理記帳機関に会計業務を委託しなければならない。</li> </ul>

【备注】与会计相关，近期财政部、国家档案局发布《[会计档案管理办法](#)》，规定了会计资料的归档范围、档案形式（电子、实物）、档案的交接与保管、保管期限等。根据该办法：

- 会计凭证、会计账簿、财务会计报告、规定的其他会计资料，都应当进行归档。
- 符合规定条件的电子会计资料可仅以电子形式保存，形成电子会计档案。
- 当年形成的会计档案，在会计年度终了后，可由单位会计管理机构临时保管一年，再移交单位档案管理机构保管。
- 单位委托中介机构代理记账的，应当在签订的书面委托合同中，明确会计档案的管理要求及相应责任。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201602/t20160224\\_1765176.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201602/t20160224_1765176.html)

#### ● [关于税务行政许可若干问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2016 年第 11 号

【发布日期】2016-02-28

【实施日期】2016-04-01

【内容提要】该公告明确了税务行政许可事项名称（7 项）、实施机关、实施程序和监督检查措施。并设置了《税务行政许可项目分项表》，列明了 7 项行政许可的实施依据、实施机关、条件、数量、申请材料目录及申请期限。

【备注】同日，国家税务总局还更新了[税务行政许可事项目录](#)。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2025674/content.html>

#### ● [关于整合调整餐饮服务场所的公共场所卫生许可证和食品经营许可证的决定](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2016〕12 号

【发布日期】2016-02-29

【内容提要】该决定提出：

- 取消餐饮服务场所公共场所卫生许可证；
- 规范和改进食品经营许可证管理；
- 加强对餐饮服务场所的事中事

【備考】会計と関連し、先頃、財政部、国家档案局は、[「会計ファイル管理弁法」](#)を公布し、会計資料ファイルの保存範囲、保存形式（電子版、現物）、ファイルの引渡しと保管、保管期間などについて、定められている。本弁法によると、以下の通りである。

- 会計証憑、会計帳簿、財務会計報告書、規定のその他会計資料はいずれも、整理して保管しなければならない。
- 所定の条件に合致する電子版会計資料は、電子形式で保存し、電子版会計書類ファイルを作成するだけでよい。
- 当年度に作成された会計書類ファイルは会計年度終了後、組織の会計管理機構にて 1 年間臨時に管理してから、組織のファイル管理機関に引渡し保管することができる。
- 組織が仲介機関に代理記帳を委託する場合、締結する書面の委託契約において、会計ファイルの管理要求及び相応の責任を明確にしなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201602/t20160224\\_1765176.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201602/t20160224_1765176.html)

#### ● [稅務行政許可の若干事項に関する公告](#)

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国家稅務總局公告 2016 年第 11 号

【発布日】2016-02-28

【実施日】2016-04-01

【概要】本公告では、稅務行政許可事項の名称（7 項目）、実施機関、実施手続き及び監督検査措置について、明確にしている。また、「稅務行政許可の項目別表」を設け、7 項目の行政許可の実施根拠、実施機関、条件、数量、申請書類目録及び申請期間について、列挙している。

【備考】同日、国家稅務總局は、[稅務行政許可事項目録](#)の更新も行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2025674/content.html>

#### ● [飲食サービス場所における公共の場所衛生許可証及び食品経営許可証の統合調整に関する決定](#)

【発布機関】國務院

【発布番号】国発〔2016〕12 号

【発布日】2016-02-29

【概要】本決定では以下の通り、提起している。

- 飲食サービス場所の公共の場所衛生許可証を廃止する。
- 食品経営許可証管理の規範化と改善を行う。
- 飲食サービス場所の事中・事後監督

后监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/29/content\\_5047292.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/29/content_5047292.htm)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

### ● 政府工作报告摘要（2016 年度重点工作）

日前，国务院总理李克强在十二届全国人大四次会议上作了政府工作报告。其中，2016 年重点工作包括：

税务方面
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全面实施营改增，从 2016 年 05 月 01 日起，将试点范围扩大到建筑业、房地产业、金融业、生活服务业，并将所有企业新增不动产所含增值税纳入抵扣范围，确保所有行业税负只减不增。</li> <li>▪ 取消违规设立的政府性基金，停征和归并一批政府性基金，扩大水利建设基金等免征范围。</li> <li>▪ 将 18 项行政事业性收费的免征范围，从小微企业扩大到所有企业和个人。</li> <li>▪ 全面推开资源税从价计征改革。</li> </ul>
政府改革方面
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 深化商事制度改革，开展证照分离试点。</li> <li>▪ 全面公布地方政府权力和责任清单，在部分地区试行市场准入负面清单制度。</li> </ul>
扩大对外开放
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 继续放宽投资准入，扩大服务业和一般制造业开放，简化外商投资企业设立程序。</li> <li>▪ 引导外资更多投向中西部地区。</li> <li>▪ 扩大自贸试验区试点。</li> </ul>

（里兆律师事务所 2016 年 03 月 07 日编写）

管理を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/29/content\\_5047292.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/29/content_5047292.htm)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

### ● 政府作業報告のサマリー（2016 年度の重点作業）

先頃、國務院の李克強總理は第十二期全國人民代表大會第四次會議において、政府作業の報告を行った。このうち、2016 年度の重点作業には以下が含まれる。

税務方面
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 營業稅の増値稅一本化改革を全面的に実施し、2016 年 5 月 1 日から、試行範圍を建築業、不動産業、金融業、生活サービス業に拡大し、すべての企業に新規追加された不動産に含まれる増値稅を控除範圍に組み入れ、全ての業種における税負担の削減のみを行い、税負担を増加させない。</li> <li>▪ 規則に違反して設立された政府系ファンドを廃止し、一部の政府型ファンドの徴収を停止し、一つに集約する。水利建設ファンドなどの徴収免除範圍を拡大する。</li> <li>▪ 18 項目の行政事業型費用の徴収免除範圍を小規模低収益企業から全ての企業と個人に拡大する。</li> <li>▪ 資源稅の從價課稅改革を全面的に推し進める。</li> </ul>
政府改革方面
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 商事制度改革を推し進め、營業許可証・經營許可証分離の試行を推し進める。</li> <li>▪ 地方政府權力・責任リストを全面的に公開し、一部地区では市場參入ネガティブリスト制度を試行する。</li> </ul>
對外開放を拡大する
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投資參入規制を引き続き緩和し、サービス業及び一般製造業の開放を拡大し、外商投資企業設立手続きを簡素化する。</li> <li>▪ 中西部地区に更に多くの外国資本が投入されるよう誘導する。</li> <li>▪ 自由貿易試験区の試行を拡大する。</li> </ul>

（里兆法律事務所が 2016 年 3 月 7 日付けで作成）

● 商务部：支持外资以并购方式参与国企改革

日前，商务部召开例行发布会，表示支持外资以并购方式参与国企改革。2016年，中国将进一步扩大利用外资和提高利用外资水平，初步考虑以下方面：

- 把利用外资同转变经济发展方式、调整产业、区域结构紧密结合起来，发挥引资、引智、引技协同效应；
- 加快修改“外资三法”，制定外国投资法，争取在2016年报送全国人大审议；
- 进一步减少外资准入限制性措施，积极引导鼓励外商投资高新技术产业、绿色环保产业、现代服务业，补齐中国部分领域产品和服务有效供给不足的短板。

(里兆律师事务所 2016年03月04日编写)

● 商务部：外国资本在M&Aにより国有企業改革に参与することを支持する

先頃、商务部は定例記者会見において、外国資本がM&Aにより国有企業改革に参与することを支持する旨を明らかにした。2016年、中国は、外国資本の導入を更に拡大し、外国資本導入水準を向上させる方針であるが、現時点では以下の方向で実施することを考えている。

- 外国資本導入を経済発展方式の転換、産業・区域構造の調整と密接に結びつけ、資金取り込み、ノウハウ導入、技術導入の相乗効果を図る。
- 「外資三法」の改正を早急に行い、外国投資法を制定し、2016年の全国人民代表大会への審議提出を目指す。
- 外資参入に対する制限措置を更に削減し、外資企業によるハイテク産業、グリーン環境保全産業、現代サービス業への投資を積極的に誘導・奨励し、中国の一部分野における製品及びサービスにおける有効な供給不足を補う。

(里兆法律事務所が2016年3月4日付で作成)

● 中国正在编纂民法典

日前，全国人大新闻发布会上，有官员透露，中国已启动编纂民法典。第一步是制定民法总则，第二步是全面整合民事法律。目前，民法总则的征求意见稿正在征求各有关方面的意见，预期2016年06月能够提请人大常委会进行审议。

(里兆律师事务所 2016年03月04日编写)

● 中国で民法典を編纂中である

先頃、全国人民代表大会の記者会見上で、ある幹部が中国は民法典の編纂を開始していることを明らかにした。第一段階としては、民法総則の制定であり、第二段階は、民事法律の全面的統合である。現在、民法総則の意見募集案について、各方面から意見を募集しているところであるが、2016年6月には人民代表大会に審議を要請できる見込みである。

(里兆法律事務所が2016年3月4日付で作成)

### 三、里兆解读

● 新法令《缺陷消费品召回管理办法》解读

在《缺陷消费品召回管理办法》出台前，中国主要对药品、儿童玩具及缺陷汽车等产品实施召回管理，对于其他消费品则主要根据《消费者权益保护法》、《产品质量法》等规定执行，没有专门的召回管理规定。随着缺陷产品召回数量的大幅上升，借鉴药品、儿童玩具及缺陷汽车等的召回经验，中国制定了一般消费品缺陷召回管理规定，加强对一般消费品质量管理，规范召回程序。

2016年01月01日，《缺陷消费品召回管理办法》(以下简称“《办法》”)开始实施，现律师结合法律规定及实务经验，简要分析如下：

### 三、里兆解説

● 新法令「欠陥消費財リコール管理弁法」を読み解く

「欠陥消費財リコール管理弁法」が公布されるまでは、中国では主に薬品、子供向け玩具及び欠陥自動車などの製品を対象としてリコール管理が実施されていたが、他の消費財に対しては主に「消費者權益保護法」、「製品品質法」などの規定に基づき対処され、リコール管理に関する個別規定はなかった。欠陥製品のリコール件数が大幅に増えている現状に対処すべく、薬品、子供向け玩具及び欠陥自動車などのリコール経験を参考にし、中国において一般消費財欠陥リコール管理規定が制定され、一般消費財の品質管理を強化し、リコール手続きを規範化した。

2016年1月1日から、「欠陥消費財リコール管理弁法」(以下「弁法」という)の実施が開始されたが、筆者は法律規定及び実務経験を踏まえて、以下の通り、簡潔に分析する。

■ 法律适用

主要内容	<p>目前，除《办法》外，已经颁布实施的召回规定还包括以下法规及相关配套规定（以下统称“《召回法规》”）：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 《药品召回管理办法》；</li> <li>2) 《儿童玩具召回管理规定》；</li> <li>3) 《食品召回管理规定》；</li> <li>4) 《医疗器械召回管理办法（试行）》；</li> <li>5) 《缺陷汽车产品召回管理条例》和实施办法；等。</li> </ol>
律师提示	<p>目前，除《缺陷汽车产品召回管理条例》属于行政法规以外，其他召回规定均属于部门规章，律师理解，《办法》与《召回法规》并无适用先后，分别适用于不同类别产品。</p>

■ 适用法律

主要内容	<p>現在、「弁法」のほか、公布・実施済みのリコール規定には、以下の法規及び関連規定（以下「リコール法規」と総称する）もある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「薬品リコール管理弁法」</li> <li>2) 「子供向け玩具リコール管理規定」</li> <li>3) 「食品リコール管理規定」</li> <li>4) 「医療器械リコール管理弁法（試行）」</li> <li>5) 「欠陥自動車製品リコール管理条例」及び実施弁法など</li> </ol>
筆者コメント	<p>現在、「欠陥自動車製品リコール管理条例」が行政法規に該当することを除いては、他のリコール規定はいずれも部門規則である。「弁法」と「リコール法規」には適用の優先順序はなく、製品の種類に応じて適用される。</p>

■ 产品范围

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>消费品</b>：消費者が生活消費需要購買、使用する產品。</li> <li>▪ <b>適用产品范围</b>：目前《办法》对適用产品范围实行目录管理，主要适用于目录内电子电器及儿童用具，主要包括家用电器、音视频设备等 9 类电子电器，以及儿童文具、儿童服装等 11 类儿童用品，进口消费品同样包括在内。</li> <li>▪ <b>除外产品范围</b>：烟草及烟草制品、机动车产品、民用航空器、民用船舶、食品、药品、化妆品、医疗器械产品、农药制品等。</li> </ul>
律师提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 对于有上述专门的《召回法规》规定的产品，如儿童玩具等仍应按照上述规定执行；儿童用具则应按照《办法》执行。</li> <li>▪ 尚未列入目录的其他消费品需要召回的，可以参照办法执行。</li> </ul>

■ 製品の範囲

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>消費財</b>：消費者が生活において消費するために購入し、使用する必要のある製品。</li> <li>▪ <b>適用される製品の範囲</b>：現在、「弁法」では、適用される製品の範囲については、目録管理を実施しており、主に目録内の電子電器及び子供用品に適用される（主に家庭用電器、オーディオ・ビジュアル設備などの 9 品郡の電子電器、及び子供向け文房具、子供向け衣料品などの 11 品群の子供用品が含まれ、輸入消費財も同様に対象になっている）。</li> <li>▪ <b>適用されない製品の範囲</b>：たばこ及びたばこ製品、原動機付き車両製品、民間航空機、民間船舶、食品、薬品、化粧品、医療器械製品、農薬製品など。</li> </ul>
筆者コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 前述の「リコール法規」で個別に規定されている製品、例えば、子供向け玩具などは依然として前述の規定に従い、実施しなければならない。子供用品は「弁法」に従い、実施しなければならない。</li> <li>▪ 目録に組み入れられていない他の消費財をリコールする必要がある場合、弁法を参照して実施することができる。</li> </ul>

■ 召回主体

主要内容	<p>召回主体是<b>生产者</b>，主要包括以下三种：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生产消费品并以其名义颁发产品合格证明的企业；</li> <li>2) 从中国境外进口消费品到中国境内销售的企业；</li> <li>3) 境外生产企业在我国境内设立的授权机构。</li> </ol>
律师提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 《办法》相比以往的其他召回规定，明确了生产者是承担召回责任的主体，同时明确将零部件供应商、受委托生产企业归入“经营者”，新增境外生产企业在我国境内设立的授权机构作为“生产者”。</li> <li>▪ 在“受托生产企业”被归入“经营者”的情况下，对于实践中通常发生的 OEM</li> </ul>

■ リコール主体

主要内容	<p>リコール主体は<b>製造者</b>であり、主に以下の 3 種類である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 消費財を製造し、且つ自社名義で製品合格証明を発行する企業</li> <li>2) 中国国外から消費財を輸入し、中国国内で販売する企業</li> <li>3) 国外の製造企業によって、中国国内に設立され、権利を付与された機構</li> </ol>
筆者コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 従来他のリコール規定と異なり、「弁法」では製造者がリコール義務を負う主体であることを明確にするとともに、部品の供給業者、製造受託企業を「事業者」に組み入れることを明確にし、国外の製造企業によって、中国国内に設立され権利を付与された機構も「製造者」として新たに追加している。</li> <li>▪ 「製造受託企業」が「事業者」に組み入れられた場合、実践で通常行われている OEM で</li> </ul>

	<p>情况，委托加工企业属于这里的“生产者”。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 对于销售者、租赁者、修理者、零部件供应商、受委托生产企业等经营者而言，仅有报告缺陷、协助调查及召回实施的义务。</li> <li>▪ 不能确定生产者或者生产者已被注销等原因不能依照《办法》实施召回的，由省级以上质检部门向社会发布消费预警信息。</li> </ul>
--	---

	<p>は、加工委託企業がここでいう「製造者」に該当することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 販売者、賃貸者、修理者、部品供給業者、製造受託企業などの事業者は、欠陥報告、調査協力及びリコール実施義務のみを負うことになる。</li> <li>▪ 製造者を特定できず又は製造者が登記抹消済みなどの原因により、「弁法」に従いリコールを実施できない場合、省クラス以上の品質検査部門が社会に向けて消費者注意喚起情報を公表する。</li> </ul>
--	---

■ 召回事由

	<p>存在<b>缺陷</b>，同时满足以下条件：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 由于设计、制造、警示标识等原因导致的；</li> <li>2) 在同一批次、型号或者类别的消费品中普遍存在的；</li> <li>3) 不符合国家标准、行业标准中保障人身、财产安全要求的情形或者其他危及人身、财产安全的不合理的危险。</li> </ol>
主要 内容	
律 师 提 示	<p>上述表格中第 3) 项为《产品质量法》中对于“缺陷”的定义，《办法》增加了导致的原因以及普遍存在性两个要求，与《缺陷汽车产品召回管理条例》等规定中定义类似，使认定更加明确。</p>

■ リコール事由

	<p><b>欠陥</b>が存在し、同時に以下の条件を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計、製造、警告表示などの原因で発生したものの。</li> <li>2) 同一のロット、型番又は類別の消費財において普遍的に存在するもの。</li> <li>3) 国家基準、業界基準における身体、財産の安全保障要求に合致しない場合又は身体、財産の安全を脅かすその他の不合理な危険性。</li> </ol>
主 な 内 容	
筆 者 コ メ ン ト	<p>上表における第 3) 号は、「製品品質法」における「欠陥」の定義である。「弁法」では、発生原因及び普遍的に存在することという 2 つの要件を追加しており、「欠陥自動車製品リコール管理条例」などの規定における定義と類似しているが、認定基準がさらに明確にされている。</p>

■ 召回程序

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 通常召回方式分为<b>主动召回</b>和<b>责令召回</b>两种，主动召回主要包括以下 6 个程序： <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生产者或质检部门通过自身发现、第三方举报、抽查等途径发现消费品可能存在缺陷；</li> <li>2) 生产者主动或由质检部门通知开展调查分析；</li> <li>3) 生产者制定召回计划；</li> <li>4) 生产者实施召回；</li> <li>5) 生产者对召回消费品进行处理；</li> <li>6) 生产者提交召回报告。</li> </ol> </li> <li>▪ 责令召回相比主动召回，通常需增加几个程序，责令召回的情况下，生产者可能经调查分析认为产品不存在缺陷，但无法证明，则通常在程序 3) 之前增加以下 3 个程序，其他程序均与主动召回相同： <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 省级质检部门或质检总局开展缺陷调查；</li> <li>2) 生产者对缺陷调查结果提出异议；</li> <li>3) 生产者未在规定期限提出异议或质检部门认为异议不成立，责令生产者实施召回。</li> </ol> </li> </ul>
主 要 内 容	

■ リコール手続き

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 通常、リコール方式には、<b>自主的リコール</b>と<b>命令によるリコール</b>の 2 つがあり、自主的リコールでは、主に以下の 6 つの手続きを踏むことになる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 製造者又は品質検査部門による独自発見、第三者による通報、抽出検査などを通じて、消費財に欠陥が存在する可能性があることを発見する。</li> <li>2) 製造者が自主的に又は品質検査部門からの通知により調査・分析を行う。</li> <li>3) 製造者がリコール計画を制定する。</li> <li>4) 製造者がリコールを実施する。</li> <li>5) 製造者がリコール対象消費財を処理する。</li> <li>6) 製造者がリコール報告書を提出する。</li> </ol> </li> <li>▪ 命令によるリコールは自主的リコールと比べて、通常、やや多くの手続きを踏むことになり、命令によるリコールでは、製造者による調査分析では製品に欠陥が存在しないと判断されたとしても、欠陥がないことを証明できないときは通常、前述の手続き 3) の前に以下の 3 つの手続きを踏む必要がある。それらを除いては、他の手続きは自主的リコールと同じである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 省クラス品質検査部門又は品質検査総局が欠陥調査を行う。</li> <li>2) 製造者が欠陥調査の結果に対して、異議を申し立てる。</li> <li>3) 製造者が所定の期限内に異議を申し立てなかった又は品質検査部門が異議申し立て事由は成り立たないと判断した場合、リコールの実施を製造者に命じる。</li> </ol> </li> </ul>
主 な 内 容	

律師提示	《办法》规定的召回程序，主要参考《缺陷汽车产品召回管理条例》中关于缺陷汽车召回的相关程序，但明确主要负责的政府部门为生产者所在地省级质监部门，在消费品可能存在会造成严重后果的缺陷或者影响范围较大的情况下，质检总局可直接进行调查。
------	--

筆者コメント	「弁法」規定のリコール手続きは主に「欠陥自動車製品リコール管理条例」における欠陥自動車のリコール手続きを参考にしたものであるが、主な政府所轄部門は製造者所在地の省クラスの品質監督部門であり、消費財に深刻な影響をもたらす欠陥が存在する可能性がある場合又は広範囲にわたって影響をもたらす可能性がある場合、品質検査総局が直接調査できることが明確にされている。
--------	--

■ 召回措施

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生产者应当通过报刊、网站、广播、电视等便于公众知晓的方式发布信息，告知消费者消费品存在的缺陷、避免损害发生的应急处置方法和生产者消除缺陷的措施等事项。</li> <li>生产者应当通过热线电话、网络平台等方式接受公众咨询。</li> </ul>
律師提示	相比其他召回规定，《办法》明确列举了发布信息的途径，并要求生产者通过热线电话、网络平台等方式接受公众咨询，更加强调生产者作为召回主体在信息发布中的重要作用。

■ リコール措置

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者は定期刊行物、ウェブサイト、ラジオ、テレビなど周知がされやすい方法で情報を公表し、消費財に存在する欠陥、損害発生防止のための緊急措置、製造者による欠陥除去措置などについて、消費者に告知しなければならない。</li> <li>製造者はホットライン、インターネットの場などで一般大衆からの相談に対応しなければならない。</li> </ul>
筆者コメント	「弁法」では、情報開示のための手段が明示されており、また、ホットライン、インターネットの場などで一般大衆からの相談に対応するよう要求しており、他のリコール規定よりも、製造者のリコール主体としての情報開示における重要な役割が強調されている。

■ 未依法召回的处罚

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>《办法》并未直接规定具体的处罚内容，只是指出生产者违反《办法》规定，由产品质量监督部门按照《产品质量法》、《消费者权益保护法》、《进出口商品检验法》、《国务院关于加强食品等产品质量监督管理的特别规定》等法律法规处理。</li> <li>按照上述法规，生产者可能受到以下处罚（单处或并处）：             <ol style="list-style-type: none"> <li>警告；</li> <li>罚款；</li> <li>没收违法所得；</li> <li>责令停业整顿、吊销营业执照；</li> <li>吊销许可证照等。</li> </ol> </li> </ul>
律師提示	相比其他召回规定，《办法》并未明确生产者未依法召回的处罚，未专门规定法律责任，而是通过指引运用其他法规的方式。

■ 法に依拠しリコールを実施しなかった場合の処罰

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「弁法」では具体的処罰内容は直接規定されておらず、製造者が「弁法」規定に違反した場合、製品品質監督部門が「製品品質法」、「消費者權益保護法」、「輸出入商品検査法」、「食品などの製品安全監督管理強化に関する國務院による特別規定」などの法律法規により処理する旨が定められているだけである。</li> <li>前述の法規によれば、製造者は以下の処罰（単科又は併科）を受ける可能性がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>警告</li> <li>過料</li> <li>違法所得の没収</li> <li>營業停止・整頓命令、營業許可証の取り上げ</li> <li>ライセンスの取り上げなど</li> </ol> </li> </ul>
筆者コメント	他のリコール規定とは異なり、「弁法」では、製造者が法に依拠しリコールをしなかった場合の処罰、法的責任を個別には定めておらず、他の法規を引用する形で定めている。

■ 召回费用及其他责任

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>《办法》明确生产者承担消除缺陷的费用，包括采取修正或者补充标识、修理、更换、退货等措施产生的费用。</li> <li>生产者实施召回后，不能免除依法应当承担的其他责任，如依照《消费者权益保护法》、《产品质量法》等规定应当承担的民事责任、行政责任等。</li> </ul>
律師	生产者承担消除缺陷的费用后，仍然可以根据与销售者、租赁者、修理者、零部件供应

■ リコール費用及びその他責任

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「弁法」では、製造者が欠陥除去費用（表示の修正・補充、修理、交換、返品などの措置により生じる費用を含む）を負う旨が明確にされている。</li> <li>製造者はリコールを実施した後、法に依拠し負わなければならないその他責任、例えば、「消費者權益保護法」、「製品品質法」などの規定により負わなければならない民事責任、行政責任などは免除されない。</li> </ul>
筆者	製造者は欠陥除去費用を負担した後、販売者、賃貸者、修理者、部品供給業者、製造受託企

**提示** 商、受委托生产企业等相关经营者之间的合同约定，相应追究相关过错方的责任。

《办法》通过目录管理的方式，将消费者广为关注的家用电器、儿童服装等纳入召回管理制度内，确立了消费品召回的一般制度，这意味着消费品生产企业将承担更加明确和严格的召回义务，因此，我们建议企业建立缺陷信息收集分析处理制度，制定产品召回应对方案，以便在事件发生时及时和充分地应对。同时，随着《办法》的实施，后续，律师认为，可能出台相关的实施意见或办法，并可能对目录进一步进行扩展，律师也将持续关注。

（里兆律师事务所 2016 年 03 月 04 日编写）

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [债权债务案件](#)
- [撤退及撤退过程中的劳动纠纷](#)
- [行政查处案件](#)

**コメント** 業などの事業者との間で締結した契約約定に基づき、過失者の責任を追及することができる。

「弁法」は目録管理により、消費者が広く関心を寄せている家庭用電器、子供向け衣料品などをリコール管理制度内に組み入れ、消費財リコールの一般制度を構築しており、消費財製造企業がこれまでに以上に明確な且つ厳格なリコール義務を負うことを意味するため、事件が発生した時に素早く、充分な対応できるよう、欠陥情報収集分析処理制度を構築し、製品リコール対応策を制定しておくことが望ましい。同時に「弁法」の実施に伴い、実施意見又は弁法が出され、目録管理対象製品の範囲が更に広げられる可能性があるため、引き続き動向に着目する必要がある。

（里兆法律事務所が 2016 年 3 月 4 日付で作成）

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [債権回収案件](#)
- [撤退、及び撤退過程における労働紛争](#)
- [行政取締案件](#)